



民間事業者との共創プロジェクト【令和6年度】

令和6年9月版

○ 2024年4月から労働基準法時間外労働規制の適用が開始されたことを踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進。

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和5年度に実施した取組 青文字：令和5年度に引き続き拡充する取組 赤文字：令和6年4月1日から実施した取組 赤文字（下線）：令和6年10月1日から実施する取組

働き方改革の推進

1. 適正工期の確保
 - ①余裕期間制度「任意着手方式」の適用
 - ②入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化
 - ③ワンデーレスポンスの推進
 - ④ウイークリースタンスの推進
2. 週休二日制工事の推進
 - ①原則すべての工事に「月単位の週休2日」を適用し休日の質を向上
3. 設計業務及び工事における「WEB会議」の活用
 - ①機械設備工事、電気設備工事における工場検査・既済検査への活用

生産性向上の推進

4. 手続きの電子化
 - ①契約書の無料ダウンロード化
 - ②電子契約サービスの導入
 - ③一般仕様書等の一部無料ダウンロード化
5. 施工管理の効率化
 - ①遠隔臨場及び工事情報共有システム（JS-INSPIRE）を原則全ての工事に適用
 - ②「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用
6. BIM/CIMの活用
 - ①重点プロジェクトを選定して活用
7. 書類のスリム化
 - ①工事関係図書の簡素化（スリム化、省略、統合）
 - ②機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）

担い手の育成・確保

8. 民間技術者向け研修の充実
 - ①土木・建築におけるオンライン研修の実施
9. 配置予定技術者の要件緩和
 - ①一般土木工事、建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ②機械設備工事、電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和

JS工事の魅力向上の取組

10. 適切な利潤と労務費等の確保
 - ①機械設備工事、電気設備工事において「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ②総合評価落札方式の「企業の工事成績」の評価基準および評価点の見直し
 - ③発注金額に対する等級区分の変更
 - ④一般土木工事、建築工事における「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ⑤一般土木工事、建築工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ⑥機械設備工事、電気設備工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ⑦機械設備工事、電気設備工事における工事費積算での見積対象機器の拡大
 - ⑧工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し

11. 施工者の立場に立った発注予定工事の公表
 - ①発注予定工事の年間公表回数増加（4回→7回/年）
 - ②等級区分を工事予定額により細分化
 - ③公表時期の前倒し

令和6年度途中の導入に向けて検討中（主な取組）

適切な利潤と労務費等の確保：設計変更に係るガイドラインの改定



1. 適正工期の確保

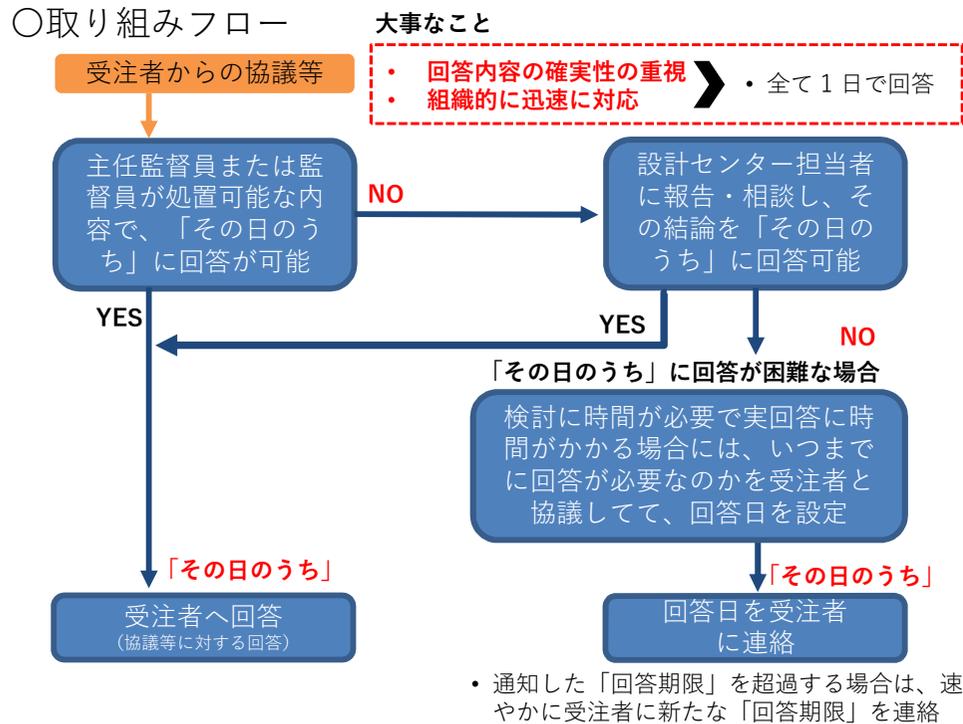
働き方改革の推進

新規

- ③ワンデーレスポンスの推進
- ④ウィークリースタンスの推進

ワンデーレスポンスの推進

○目的
発注者JSが「現場を待たせない」、「速やかに回答する」という対応を適切に行うことにより工事及び業務の現場等において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現する。



取り組み方針を特記仕様書に記載

○備考
本取組は、JSとして組織的に対応するために定めたものであり契約済の建設工事及び建設コンサルタント等業務にも適用。

ウィークリースタンスの推進

○目的
労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、業務を円滑かつ効率的に進めるため、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定める。

- 取り組み内容 (例)
- 作業依頼しない日を確認
 - 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
 - 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - 作業内容に見合った作業期間を確保する。
 - 打合せを行わない時間を確認
 - 昼休みや午後4時以降開始の打合せは行わない。
 - 打合せはWEB会議等を活用する。
 - 業務時間外に連絡を行わない
 - 定時間際、業務時間外の連絡を行わない。（JS-INSPIRE、メール等を含む）
 - 水曜日及び金曜日は定時の帰宅に心がける。
 - 受発注者間で各々のノー残業デーを共有する。
- 取り組み内容を工事打合せ簿で取り交わす

○備考
本取組は、JSとして組織的に対応するために定めたものであり契約済の建設工事にも適用。なお、建設コンサルタント等業務は取組を実施済。



2. 週休2日工事の推進

働き方改革の推進

新規

①原則すべての工事に「月単位の週休2日」を適用し休日の質を向上

○月単位の週休2日推進に向け、月単位の週休2日制の補正係数を新設、週休2日交替制の運用を規定するとともに、完全週休2日（土日）を促すため、達成した工事に対し工事成績評定を加点評価

		令和6年9月1日以降に公告する工事に適用	令和6年8月31日までに公告する工事に適用																																					
発注方式		発注者指定方式	受注者希望方式																																					
対象工事	週休2日制	全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事 2)現場閉所が馴染まない工事 3)施工期間に制約がある工事 4)発注方式が設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）である工事	全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)現場閉所が馴染まない工事 2)施工時期に制約がある工事等																																					
	週休2日交替制	「週休2日制工事」による現場閉所が馴染まない土木工事	—																																					
積算方法		<p>当初の予定価格に月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乘じる。現場閉所の達成状況（週休2日交代制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率）を確認後、月単位の週休2日に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。</p> <p>表 週休2日制の補正係数（土木工事の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所率</th> <th>月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）</th> <th>通期の週休2日適用工事（4週8休以上）</th> <th>通期の週休2日適用工事（4週8休未満）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.04</td> <td>1.02</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率等</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>	現場閉所率	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休未満）	労務費	1.04	1.02	—	機械経費（賃料）	1.02	1.02	共通仮設費率	1.03	1.02	現場管理費率等	1.05	1.03	<p>当初の予定価格に4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乘じる。現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。</p> <p>表 週休2日制の補正係数（土木工事の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所率</th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上8休未満</th> <th>4週6休以上7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率等</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>	現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上8休未満	4週6休以上7休未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	現場管理費率等	1.06	1.04	1.03
現場閉所率	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休未満）																																					
労務費	1.04	1.02	—																																					
機械経費（賃料）	1.02	1.02																																						
共通仮設費率	1.03	1.02																																						
現場管理費率等	1.05	1.03																																						
現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上8休未満	4週6休以上7休未満																																					
労務費	1.05	1.03	1.01																																					
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																					
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02																																					
現場管理費率等	1.06	1.04	1.03																																					
工事成績評定	週休2日制	対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成した工事については、工事成績評定を加点評価	週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点は行わない 週休2日（4週8休以上）を実施した工事は、工事成績評定を加点評価																																					
	週休2日交替制	対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した工事については、工事成績評定を加点評価																																						

○適用：令和6年9月1日以降に公告する工事

○週休2日制の詳細(入札説明書の公表先)：https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-C.html



4. 手続きの電子化

生産性向上の推進

新規

- ②電子契約サービスの導入
- ③一般仕様書の一部無料ダウンロード化

電子契約サービスの導入

- 受注者が希望する全ての工事請負契約（変更を含む）の電子手続きを導入
 - ・業務の効率化、書類提出までの時間短縮
 - ・ペーパーレス化及び書類保管の負担軽減
 - ・手続きのWEB化による在宅勤務での対応
 - ・電子契約の利用登録は不要、費用も無償

- 対象案件
 - 工事請負契約
(令和6年4月1日以降に公告又は見積依頼が行われるもの)
 - 工事請負変更契約
(契約締結日が令和6年4月1日以降となるもの)
- 利用電子契約サービス
 - サービス名：GMOサイン
 - 署名方法：立会人型（契約印タイプ）、印影のない署名（不可視署名）

○電子契約サービスの詳細
<https://www.jswa.go.jp/whatsnew/2024pdf/20240304.pdf>

※参考 保証の電子化（前払保証を含む）

- 工事請負契約及び設計業務等委託契約の保証（前払保証を含む。）をインターネットを通じて確認。
- 令和6年5月1日から運用を開始予定。

一般仕様書の一部無料ダウンロード化

- 共通、一般土木工事、建築工事において一般仕様書等をJS外部HPで無料ダウンロード化を実施。

表 無料ダウンロード化の図書一覧

職種	図書名
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約関係様式集 ・建設コンサルタント等業務委託契約関係様式集 ・業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書
土木	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事一般仕様書・土木工事必携 ・土木工事積算基準及び標準歩掛
建築	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・建築設備工事一般仕様書
建築機械	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・建築設備工事一般仕様書
建築電気	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・建築設備工事一般仕様書 ・建築電気設備工事標準図

- JSホームページ「入札・契約・申請手続」をリニューアル。
https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html

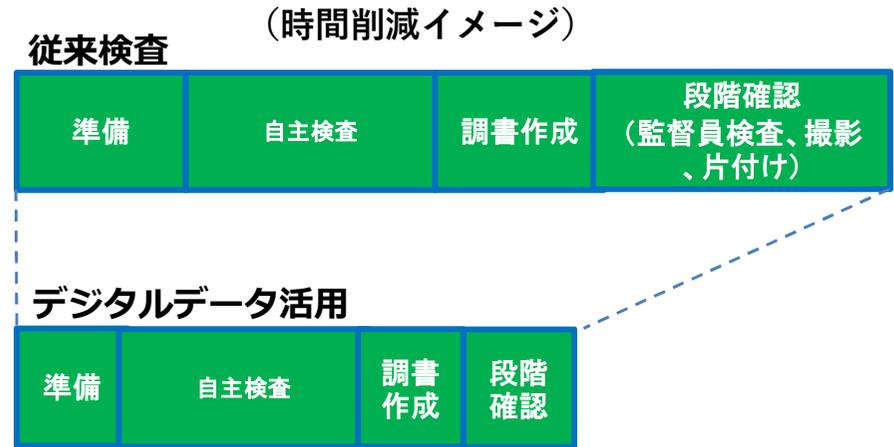
② 「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」の適用
 ○一般土木工事、建築工事は、**デジタルデータを活用した鉄筋出来形での検査が可能。**



試行状況（姫路市、津久見市、掛川市、余市町）

デジタル技術導入により検査業務において時間削減



工事特記仕様書への記載

- JS土木工事特記仕様書に「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案） 令和5年7月 国土交通省 大臣官房技術調査課」を追加し、これに準じて実施することができる旨を記載。
- JS建築工事特記仕様書に「官庁営繕事業の建設現場におけるデジタルデータを活用した配筋検査試行要領 令和5年3月 国土交通省 大臣官房官庁営繕部」を追加し、これに準じて試行することができる旨を記載。

BIM/CIM活用の推進

「情報伝達の効率化による生産性の向上」を目的として、建設DX推進重点プロジェクトを継続

- 3次元モデルだけでなく目的に応じた適切な技術を使用し、過度な追加負担なく効果的に情報を共有しプロジェクト品質の向上を目的として、
「下水道BIM/CIM活用方法（第1版）」公表。
- 令和5年から重点プロジェクトを選定して試行。
- 受注者とBIM/CIM活用内容を協議し、合意した内容を実施。

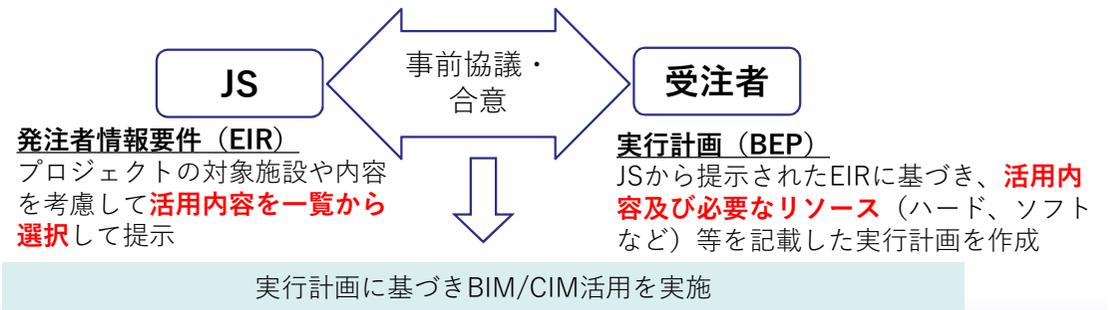


<活用による効果>

景観計画区域内かつ狭隘な敷地のため、景観や施設配置に配慮が必要であるため、関係者間での合意形成の迅速化を達成。



下水道BIM/CIM活用方法(第1版) R5.4





7. 書類のスリム化

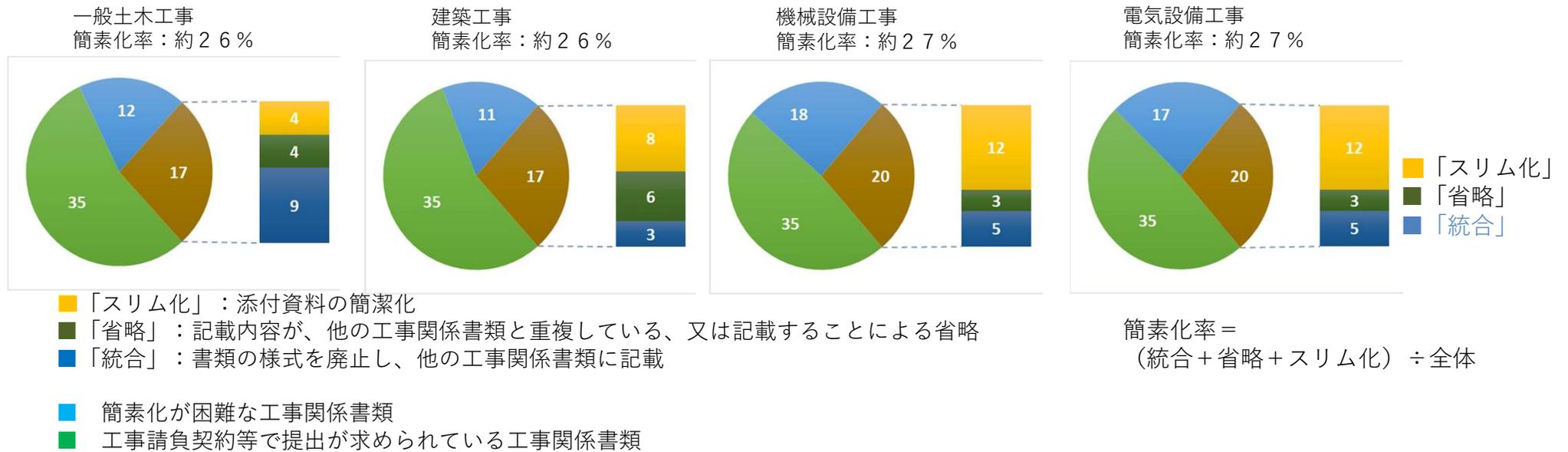
生産性向上の推進

新規

① 工事関係書類の簡素化

○工事関係書類を簡素化するとともに電子化および遠隔臨場やWEB会議の活用により受発注者間双方の生産性向上を推進
→今後とも受注者からの意見をきき、さらなる簡素化を検討

R6年度におけるJS工事書類の簡素化



- ※基本事項
- ・工事関係書類は、「JS-INSPIRE」を活用した**電子データでの管理を目指す**。
 - ・添付資料は、簡素化に努める。
 - ・JS監督員は、**受注者に過度な説明資料の作成や添付を求めない**。
 - ・打合せは、電子データを有効に活用する。
- ただし、
- ・法令等に規定されている書類の作成は適正に行う。
 - ・受注者の社内で必要とされる工事関係書類の作成を妨げない。

- ※契約済の建設工事での対応
- ・「スリム化」を積極的に推進。
例 カタログ等、監督職員が**入手可能な資料のコピーは添付しない**。
 - ・「JS-INSPIRE」を活用した電子データでの管理を目指す。
 - ・打合せは、電子データを有効に活用。

②機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）

○試行内容

- 提出する書類等を**簡素化し、電子データで提出**。
- 工事完成後に必要となる書類等については従来どおり完成図書として提出。

↓

「承諾申請書」の作成に要する
業務量の削減・平準化を目指す。

○対象図書

「機器設計製作図書」、「施工設計図書」。

○対象工事

予定価格が3億円（税込）以上の工事
ただし、デザイン・ビルドおよび低入札の調査を経て落札に至った工事を除く。

○適用

令和6年4月1日以降に公告する工事から適用。

○今後の対応

令和8年度からの全工事での適用を目指して、受発注者の担当者にヒアリングを行いバージョンアップを図る。

○運用方法：「機器設計製作図書」の場合

承諾申請書の構成を協議



承諾申請書の提出



PDFファイルのまとめ方（例）

打合せ



機器設計製作打合せ議事録の提出

- 目次（提出図面、書類等の構成が確認できるもの）を用いて提出する書類を協議。
- 提出書類は、PDFに変換。
- 提出書類は、機器単位、目次の各項目毎にまとめる。
- 提出は、「JS-INSPIRE」を活用。
- 原則、WEB会議で実施。
- 資料は、「JS-INSPIRE」上に保存された電子データを活用。



8. 民間技術者向け研修の充実

担い手の育成・確保

継続

①一般土木工事・建築工事におけるオンライン研修：令和6年10月、11月に実施

- JS研修センターが**実施するライブ**によりインターネットの仕組み等を用い、パソコンやスマートフォン等を通じて、集合せず受講できる研修
- 従来の対面方式の研修では参加することが難しかった**業務の都合上職場を離れることが難しい方**でも受講することが可能
- 対面研修同様、研修修了者には特典を付与
- ホームページを大幅にリニューアルしオンラインで応募可能（JS-INSPIREによるPR実施）

処理場施設等（土木）の施工管理の実務
 処理場施設等（建築）の施工管理の実務
 （全国土木施工管理技士会連合会
 継続教育「CPDS」プログラム認定）

○研修対象者

- JSの土木建築工事を受注している建設会社等で、現場代理人、監理技術者、主任技術者等（以下『監理技術者等』という。）。
- 現在、JSに登録されている土木建築工事の登録建設会社において、監理技術者等の資格を有する。

○研修目標

- 実績等に基づく**JS独自のノウハウを提供**することにより、良質な出来形及び施工管理に努め、質の高い工事目的物の完成を目指した施工管理技術を短期間で習得する。

○特典

- 研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能。
- 工事施工年度もしくは契約年度前1年以内に、本研修を受講した者が現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した場合、**工事成績評定点の加点要素**となる。

JS品質確保研修（土木）
 JS品質確保研修（建築）
 （全国土木施工管理技士会連合会
 継続教育「CPDS」プログラム認定）

○研修対象者

- JSの土木建築工事を受注している、もしくは競争入札参加を希望している建設会社等の技術者。

○研修目標

- 他の分野の土木建築工事の実績、知識を持っているが、**下水道施設の知識、経験に乏しい方を対象**として、下水道施設に特有の構造、現象等を理解し、受注工事の品質確保について短期間で習得する。

○特典

- 「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能。
- 日本下水道事業団が発注する総合評価方式による入札において、**評価項目「配置予定技術者の継続教育（CPD）単位の取得」の評価の加算要素**となる。

【問い合わせ先】

〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目5141

日本下水道事業団研修センター 研修企画課

電話048-421-2692 Mail:js-kensyu.c@jswa.go.jp



9. 配置予定技術者の要件緩和

担い手の育成・確保

新規

拡充

- ①一般土木工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
- ②建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
- ③機械設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
- ④電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和

一般土木工事

- 工事経験の対象期間は「過去15年間」を期間を設定せず「過去に経験」と緩和。

建築工事

- 工事経験の対象期間は「過去15年間」を期間を設定せず「過去に経験」と緩和。
- 耐震改修工事の構造種別は鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造まで拡大。

機械設備工事

- 主任（監理）技術者に求められる工事経験
 - ・POD※における工事経験の適用拡大。
 - ・公共施設で請負代金額の要件緩和。
- 設計担当技術者に求められる設計経験
 - ・PODにおける設計経験の適用拡大。

電気設備工事

- 主任（監理）技術者に求められる工事経験
 - ・公共施設で請負代金額の要件緩和。

※ プレハブ式オキシデーションディッチ：各施設の主構造を工場で製作されたプレハブ鉄筋コンクリート部材を使用。

※従来からの要件緩和策 主任(監理)技術者の現場工事経験に関する要件緩和（すべての工事に適用）

- ・主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が入札公告で求める工事経験を有していない場合は、別に**工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることが**できます。
- ・この場合の担当技術者は、非専任とすることができますが、専任する場合は担当技術者（現場代理人でも可）をCORINSに登録してください。



10. 適切な利潤と労務費等の確保

- ①一般土木工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
- ②建築工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
- ③機械設備工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
- ④電気設備工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和

一般土木工事

- 施工実績の対象期間は「過去15年間」を **期間を設定せず「過去に経験」に緩和。**

建築工事

- 工事経験の対象期間は「過去15年間」から **期間を設定せず「過去に」に緩和。**
- 新設・増築工事は、**「地下階」を階数から除外。**
- 延べ面積が500m²以下の新設・増築工事は、工事経験として建物規模が不要。**
- 耐震改修工事の構造種別は **鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造まで拡大。**

機械設備工事

- 工事諸元等における **施工実績水量等を一部緩和。**
- 発注ロット拡大のため **設備種別の合体要件を緩和。**

電気設備工事

- 発注ロット拡大のため **対象工事に基づく合体要件を緩和。**



10.⑧ 工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し

JS工事の魅力向上の取組

新規

拡充

- ①工事施工調整会議（以下、「三者会議」という。）は、工事の品質確保及び円滑な工事執行を推進するため、「発注者」である日本下水道事業団、工事受注者である「施工者」及び当該工事の設計を実施した建設コンサルタントの「設計者」の三者が一堂に会し、重要事項の伝達、情報共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う場として開催
- ②従来からの対象工事を指定した「発注者指定方式」の三者会議に加えて、対象工事外であっても施工者から設計図書照査後に書面にて三者会議の開催要請があった場合、受発注者間の協議により三者会議の開催を可能とする「施工者要請方式」を適用し運用拡大（令和6年10月1日以降に公告する工事特記仕様書に記載）
- ③「施工者要請方式」は施工者から開催要請があった場合、適用日より前に公告された既契約工事等も同様に取扱う

○実施方式

「発注者指定方式」

大規模、高難易度等の工事を対象とし、発注者が三者会議の対象工事を選定し開催

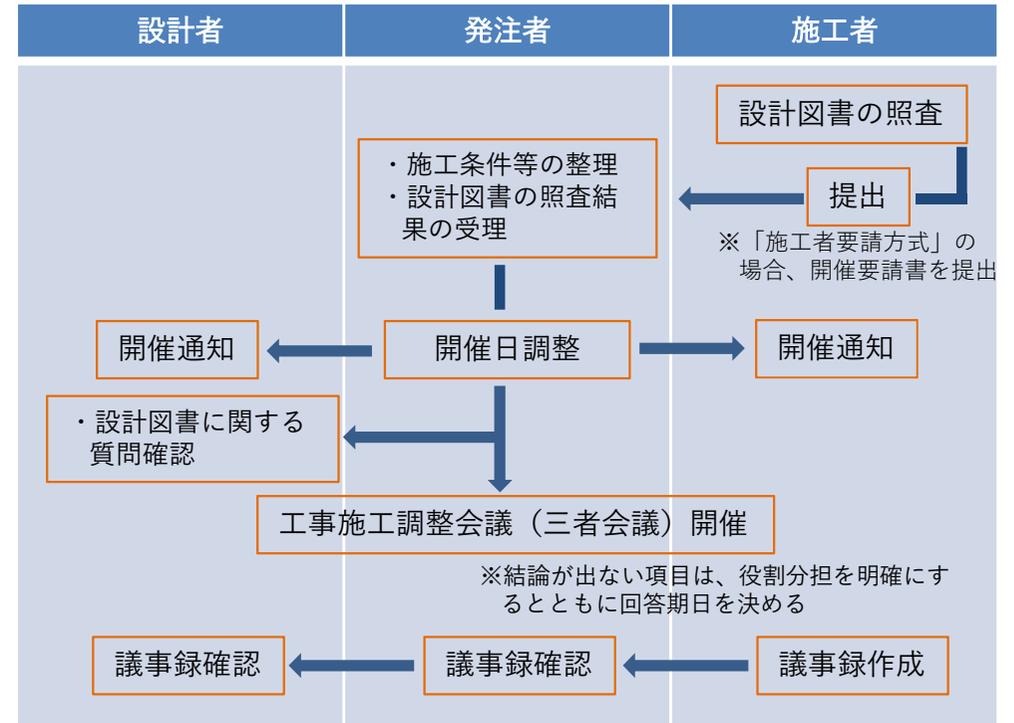
「施工者要請方式」

施工者が設計図書照査結果に基づき書面にて三者会議の開催を要請し、受発注者間の協議により開催

○運営方法

- 施工者は、工事契約後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、特に工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項第四号、五号の内容を整理して、三者会議の開催希望時期、照査結果及び確認事項等を発注者へ提出する
- 会議資料の作成は簡素化を図るため、既存資料等による会議開催に努め、過度な資料作成は要求しない。
- 会議はTVモニター、パソコン等を活用したペーパーレスに努める
- 運用方針の詳細についてはJSホームページで公開
<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/youshiki/pdf/Z19.pdf>

○実施フロー



※開催回数は1回を基本とするが、発注者が必要と判断した場合又は施工者が要請した場合、協議により決定する。

- ①労務単価の特例処置
- ②WTO価格改定
- ③総合評価施工体制確認型における**施工体制が著しく確保されないおそれがある価格**の改定

労務単価の特例処置

○処置の概要

新労務単価の決定に伴い、工事請負契約書第 61 条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

○対象工事

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、委託団体と協議し了解を得たもの。

○労務単価の特例処置の詳細

<https://www.jswa.go.jp/topics/2024pdf/20240229kisyu.pdf>

WTO価格改定

「政府調達に関する協定（WTO）」の基準額の見直しを受けて、JSの一般競争入札（大規模調達契約基準額）の改定。

表 JSの一般競争入札（大規模調達契約基準額）の改定内容
(税込)

	旧 (R4~R5年度)	新 (R6~R7年度)
建設工事	22億8,000万円	27億2,000万円
設計業務	2億2,000万円	2億7,000万円

総合評価施工体制確認型における**施工体制が著しく確保されないおそれがある価格**の改定

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」の一部改正を受けて、JSとして総合評価落札方式の**施工体制が著しく確保されないおそれがある価格**を改定。

費目	工 種		適 用 率	
	一般土木工事	建築工事	現行基準	新基準
直接工事費	直接工事費	直接工事費（営繕基準） - 直接工事費（営繕基準）×10%	75%	90%
共通仮設費	共通仮設費		70%	80%
現場管理費	現場管理費	現場管理費（営繕基準） + 直接工事費（営繕基準）×10%	70%	80%
一般管理費等	一般管理費等		30%	30%

[機械設備工事・電気設備工事の場合]

費目	工 種	適 用 率	
	機械設備工事・電気設備工事	現行基準	新基準
機器費		73%	85%
直接工事		75%	90%
	(間接工事費 + 設計技術費)	70%	80%
一般管理費等		30%	30%

[積算体系が異なる工事種別を含む場合]

それぞれの工種ごとに算定した額の合計額



④一般土木工事積算基準・標準歩掛の改定

○改定内容

積算基準			
準 拠 図 書	改 定 項 目	改 定 概 要	
土木工事標準積算基準書	間接工事費	・ 運搬費の基本運賃表	質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費における基本運賃料金の見直し
		・ 現場管理費率	書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加に対応
標準歩掛			
準 拠 図 書	改 定 項 目	改 定 概 要	
土木工事標準歩掛	・ 排水材設置工 ・ 舗装版削孔工（アスファルト舗装版）	新規	
	・ 路体（築堤）盛土 ・ 埋戻工 ・ 現場打擁壁工 ・ アンカー工（ロータリーパーカッション式） ・ 現場取卸工 ・ 泥水運搬工 ・ 路側工 ・ 舗装版切断工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路床盛土 ・ 安定処理工 施工実態を反映した施工歩掛等の改定 例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時間を踏まえた積算の適正化 ・ 使用機械、労務等の変動に対応 	
	・ リバースサーキュレーション工	廃止	
下水道用設計標準歩掛表	・ 小口径管泥土圧推進工法（坑口工） ・ 管きょ更生工法（裏込め・仕上・仮設備）	施工実態を反映した施工歩掛等の改定	

○適用：令和6年9月1日以降に公告する工事